

障がい福祉サービス事業 開業・運営コンサルティングサービスのご案内

行政書士向井総合法務事務所

〒573-0026 大阪府枚方市朝日丘町11-5 グレースレジデンス朝日丘303号室

ご依頼は、ホームページの問い合わせフォームからのみ、承っております。

<https://syogaifukushi-osaka.com/>



障がい福祉サービス事業をはじめたい

1

障がい福祉サービス事業をはじめするには？

自治体（指定権者）の指定を受けなければなりません。指定を受けるためには、人員基準・設備基準・運営基準などの基準に適合していなければならない、それ以外にも消防法や建築基準法などの関係法令に適合していることが必要です。

自治体（指定権者）の指定

人員基準・設備基準・運営基準などの
基準に適合

+

消防法や建築基準法などの
関係法令に適合

2

「誰でも簡単にできる」は、大間違い

開業しようとしている自治体（指定権者）の「指定申請のための必要書類一覧」を見てみてください。言葉の意味がわからない、必要書類が多すぎる、どうやってその資料を取得したり作成したりするかわからない……。素人の方が自力で短期間に適切に指定申請するのは非常に難しいと言えます。



3

開業後の運営を見据えた指定申請が大切

指定を受けただけではスタートラインに着けただけにすぎません。走り出した後のことを考えてスタートラインに立つのと、後のことは何も考えずにスタートラインに立つのとでは、開業後の運営面で経営的に大きな差となってしまいます。



開業後にやらなければいけないことをご存知ですか？

指定後に整備しておかなければならない帳票類や必要な手続き

帳票類

- 利用契約書、重要事項説明書、個人情報利用の同意書（3点セット）
- 受給者証コピー
- フェイスシート
- アセスメント
- 個別支援計画書
- モニタリングシート
- 支援記録
- サービス提供実績記録票
- ケース会議議事録
- 年間研修計画、研修議事録
- 各種マニュアル
- 勤務形態一覧表
- 出勤簿、賃金台帳、労働保険社会保険関係帳票類
- 介護給付費等明細書（確認リスト）
- ……

必要な手続き

- 変更届
- 前年度実績に伴う報酬区分算定届及び加算届
- 加算届（各加算ごとの根拠資料）
- 福祉・介護職員処遇改善加算
- ……



上記以外にも請求業務や行政対応などやらなければならないことは山盛りです。

いいかげんな運営をしていると…

事例1 就労継続支援B型

- サービス管理責任者について、常勤の勤務形態が確保されておらず、人員欠如減算を適用しなければならないにもかかわらず減算適用せずに満額請求していた。
- 従業者によるサービス提供が行われない状況が常態化しており人員基準を満たしていなかった。

指定取消 返金額：約2,500万円

事例2 放課後等デイサービス

- 指定申請時に人員基準を満たしていないと指摘を受け、申請書類を補正し、指定を受けたにもかかわらず、補正後の申請どおりの人員を確保せず、指定時から常勤職員の配置がないまま事業を運営していた。

指定取消 返金額：約3,500万円

上記の事例は**実際にあった事案**です。

行政により公表された情報をもとに事業所が特定されないように若干の修正を加え作成しています。



行政書士向井総合法務事務所にご依頼いただくメリット

Merit 1

障がい福祉事業専門の行政書士なので、安心。

大阪・京都・奈良の事業所様を中心に実績も豊富です。全国的にも数少ない障がい福祉専門の行政書士です。

Merit 2

運営コンサルティングサービスにより、実地指導を見据えたアドバイスを受けられる。

障がい福祉サービス事業は高度なコンプライアンスが求められる事業です。普段から実地指導を見据えた経営を意識し適正な運営を心掛けましょう。

Merit 3

算定できそうな加算の届出や変更届などの行政手続きを弊社で行います。

福祉・介護職員処遇改善加算のような複雑な加算についても、制度概要を理解していただき、毎年の計画書や実績報告書の提出も弊社で行います。

Merit 4

毎月の訪問により運営に関する相談を受けられる。

弊所の運営支援では、事業所への訪問により帳票類の整備具合や人員配置の確認などの運営支援を行うと同時に、将来の事業展開などの経営相談も承っております。



料金表

すべて税別

事前相談（要予約）	20,000円/回
開業支援	200,000円～ 500,000円 ※指定を取りたい障がい福祉サービスによる
運営支援	<p>1事業所（児） 35,000円/月 ※2事業所目から1事業所あたり+15,000円/月 1事業所（者） 50,000円/月 ※2事業所目から1事業所あたり+25,000円/月</p> <p>※弊所で開業支援を行った以外の事業所様につきましては、支援に入らせていただく前に状況等を把握させていただく必要があるため、初月のみ別途調査料として10万円を申し受けます。</p> <p>※上記の運営支援の料金には処遇改善加算の計画書・実績報告書の作成提出代行も含まれます。</p> <p>※5事業所以上は別途お見積り。</p>
処遇改善加算のみ	<p>計 画：1法人 80,000円 実績報告：1事業所 50,000円（但し、最低10万円）</p>

注意事項

- （児）とは児童福祉法に基づく児童向けサービスを提供する事業所、（者）とは障害者総合支援法に基づく大人向けサービスを提供する事業所のことをいいます。
- 複数事業の一部の事業所のみ運営支援は承っておりません。
- 利用者のサービス提供に関する記録等、行政書士が行うべきでない帳票類の作成は行いません。
- 他土業、他の専門業者への依頼が必要な場合は、当該他土業、他専門業者との契約となります。



最後に…

行政書士向井総合法務事務所は、障がい福祉サービス事業専門の行政書士として、今までたくさんの事業所様の申請代行を行ってきました。

障がい福祉サービス事業は、公費（税金）で運用される制度（利用者負担分を除く）ですので、求められるコンプライアンス（法令遵守）は非常にレベルの高いものです。ただ、障がい福祉サービス事業も「事業」である以上、収益を上げて働くスタッフへの給料や家賃などの経費を支払い、経営を継続していかなければなりません。

障がい福祉サービス事業所は、コンプライアンスを意識しながらも事業として収益をあげていかなければならないため、**非常に舵取りの難しいビジネスである**とされています。

弊所では、正しく制度を理解し法令を遵守しながら運営していけるように実地指導を見据えた運営コンサルティングサービスを提供しています。

事業所様を支援することが障がいをお持ちの利用者様への支援に繋がります。弊所が障がいをお持ちの方もそうでない方も生きやすい優しい社会を作る一助になることができれば幸いです。

行政書士向井総合法務事務所では、「電話による手続きに関する質問など」は一切承っておりません。質問・相談については、別途、事前予約制の有料相談をご案内しております。また、弊所へのご依頼は、ホームページ上の問い合わせフォームからお願いいたします。

